

認 定 事 例

(災害補償課)

電話で消防署職員から要請をうけて自店の外で待機中、自店の電話に急いで出ようとした際に転倒して負傷（補償の対象）

- 1 災害を受けた者 A 県 B 町 男性
自営業者
- 2 傷病名及び程度 頭部切傷
- 3 災害発生年月日 平成17年5月1日

4 災害発生状況

店主Aは、近所で火災が発生したことを覚知し、通行人から消防署への通報を依頼され、自宅から119番通報を行った。その通報の際に消防署側から消防車が到着する時の誘導を要請され、店の外で待機していたところ、店の電話が鳴ったので急いで電話に出ようと戻ろうとした途中で転倒し負傷した。

なお、この電話は消防署からの逆探知による火災の再確認であって、Aはその電話に出ることはできなかったが、その呼出音の時間と消防署の電話記録の時間がほぼ一致しているものであった。

【説明】

まず、本件中Aに対して、消防署側から電話にて要請のあった消防車両を誘導する行為については、消防法第29条第5項に規定する「緊急の必要があるとき」に「火災の現場附近に在る者」に対して要請された「その他の消防作業」に該当するものと考えられます。

次に、本件中Aが消防署側からの要請に応じで行った店の外での待機行為はもとより、電話を受けるまでの一連の動作についても、当時の状況から消防機関からかかってきた電話だろうと被災者が推認できる状況であったと客観的に認められること（本件の場合、実際に消防機関からの電話であった。）から、消防車両を誘導する業務を遂行するために必要な一連の付随行為と解すべきであるものと考えられます。

したがって、本件Aは同法第29条第5項の規定による消防業務協力者として協力業務に従事中に災害を被ったものと認められることから、本件は同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用に該当するものと考えられ、同補償の対象となりました。